

令和 5 年度

橋 本 市 予 算

和 歌 山 県 橋 本 市

一 般 会 計 予 算

令和 5 年度 橋本市一般会計予算

令和 5 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,117,641 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した一般職の報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,633,321
	1 市 民 税	2,961,002
	2 固 定 資 産 税	2,660,821
	3 軽 自 動 車 税	236,231
	4 市 た ば こ 税	388,590
	5 入 湯 税	253
	6 都 市 計 画 税	386,424
2 地 方 譲 与 税		245,122
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	60,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	162,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	23,122
3 利 子 割 交 付 金		4,400
	1 利 子 割 交 付 金	4,400
4 配 当 割 交 付 金		64,000
	1 配 当 割 交 付 金	64,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		71,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	71,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		77,600
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	77,600
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,376,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,376,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		23,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		25,584
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	25,584
10 地 方 特 例 交 付 金		43,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	43,000
11 地 方 交 付 税		8,630,000
	1 地 方 交 付 税	8,630,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		119,429
	1 分 担 金	4,500

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 負 担 金	114,929
14 使 用 料 及 び 手 数 料		373,553
	1 使 用 料	266,781
	2 手 数 料	106,772
15 国 庫 支 出 金		3,433,225
	1 国 庫 負 担 金	2,400,666
	2 国 庫 補 助 金	1,005,016
	3 委 託 金	27,543
16 県 支 出 金		2,140,571
	1 県 負 担 金	1,298,115
	2 県 補 助 金	635,736
	3 委 託 金	206,720
17 財 産 収 入		19,758
	1 財 産 運 用 収 入	19,644
	2 財 産 売 払 収 入	114
18 寄 附 金		502,702
	1 寄 附 金	502,702
19 繰 入 金		2,317,289
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3
	2 基 金 繰 入 金	2,317,286
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		443,686
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	13,691
	2 市 預 金 利 子	67
	3 貸 付 金 元 利 収 入	660
	4 受 託 事 業 収 入	54,733
	5 雑 入	374,535
22 市 債		1,571,400
	1 市 債	1,571,400
歳 入 合 計		28,117,641

歳 出		(単位：千円)	
款		項	金 額
1 議 会 費			231,989
		1 議 会 費	231,989
2 総 務 費			2,800,112
		1 総 務 管 理 費	2,244,431
		2 人 権 対 策 費	14,036
		3 徴 税 費	273,020
		4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	110,139
		5 選 挙 費	104,911
		6 統 計 調 査 費	13,893
		7 監 査 委 員 費	25,133
		8 市 民 会 館 費	14,549
3 民 生 費			11,077,747
		1 社 会 福 祉 費	6,061,357
		2 児 童 福 祉 費	4,259,325
		3 生 活 保 護 費	757,063
		4 災 害 救 助 費	2
4 衛 生 費			2,915,203
		1 保 健 衛 生 費	722,087
		2 清 掃 費	1,327,807
		3 上 水 道 整 備 費	16,639
		4 病 院 費	848,670
5 労 働 費			325
		1 労 働 諸 費	325
6 農 林 水 産 業 費			807,918
		1 農 業 費	739,144
		2 林 業 費	68,774
7 商 工 費			917,948
		1 商 工 費	917,948
8 土 木 費			1,914,881
		1 土 木 管 理 費	15,214
		2 道 路 橋 梁 費	570,661
		3 河 川 費	15,054
		4 都 市 計 画 費	1,018,991

(単位：千円)		
款	項	金 額
	5 住 宅 費	294,961
9 消 防 費		1,156,507
	1 消 防 費	1,156,507
10 教 育 費		3,027,822
	1 教 育 総 務 費	447,473
	2 小 学 校 費	255,855
	3 中 学 校 費	155,580
	4 幼 稚 園 費	88,255
	5 社 会 教 育 費	1,345,207
	6 保 健 体 育 費	735,452
11 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		3,246,826
	1 公 債 費	3,246,826
13 諸 支 出 金		360
	1 土 地 開 発 基 金 費	360
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		28,117,641

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
文 書 管 理 シ ス テ ム 借 上	令和5年度～令和10年度	38,920千円
妻 地 内 揚 水 ポ ン プ 場 撤 去 工 事	令和6年度	74,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等	千円 39,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる公的資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率。	借入先の融通条 件による。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限 を短縮もしくは繰 上償還又は低利 に借換えることが できる。
公 営 住 宅 建 設 事 業	41,500			
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	13,600			
施 設 整 備 事 業	12,300			
地 域 活 性 化 事 業	13,100			
防 災 対 策 事 業	31,400			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	9,000			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	210,000			
公共施設等適正管理推進事業	956,700			
緊急自然災害防止対策事業	12,100			
市 町 村 振 興 資 金 貸 付	56,100			
臨 時 財 政 対 策 債	176,000			
計	1,571,400			

国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,286,196 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		1,259,427
	1 国 民 健 康 保 険 税	1,259,427
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 県 支 出 金		5,217,247
	1 県 負 担 金 補 助 金	5,217,246
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
5 繰 入 金		786,015
	1 一 般 会 計 繰 入 金	531,194
	2 基 金 繰 入 金	254,821
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		23,455
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	12,597
	2 雑 入	10,858
歳 入 合 計		7,286,196

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		79,865
	1 総 務 管 理 費	74,395
	2 徴 税 費	5,241
	3 運 営 協 議 会 費	229
2 保 険 給 付 費		5,153,864
	1 療 養 諸 費	4,493,289
	2 高 額 療 養 費	628,485
	3 移 送 費	100
	4 出 産 育 児 諸 費	25,500
	5 葬 祭 諸 費	3,390
	6 高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,100
	7 傷 病 手 当 金	2,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,940,414
	1 医 療 給 付 費 分	1,405,926
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	406,642
	3 介 護 納 付 金 分	127,846
4 共 同 事 業 拠 出 金		9
	1 共 同 事 業 拠 出 金	9
5 保 健 事 業 費		96,149
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	71,394
	2 保 健 事 業 費	24,755
6 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
7 公 債 費		40
	1 公 債 費	40
8 諸 支 出 金		5,854
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,852
	2 繰 出 金	2
9 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		7,286,196

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 5 年度 橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 5 年度橋本市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,223 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		237
	1 県 補 助 金	237
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		3,312
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,312
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		5,672
	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,666
	2 雑 入	6
歳 入 合 計		9,223

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 住 宅 資 金 貸 付 等 事 業 費		9,223
	1 住 宅 資 金 貸 付 等 事 業 費	9,223
歳 出 合 計		9,223

駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 5 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

令和 5 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,668 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		1,666
	1 使 用 料	1,666
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,668

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 駐 車 場 費		1,668
	1 駐 車 場 費	1,668
歳 出 合 計		1,668

墓 園 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 5 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

令和 5 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,829 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		10,618
	1 使 用 料	10,616
	2 手 数 料	2
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		17,209
	1 基 金 繰 入 金	17,209
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		27,829

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 墓 園 事 業 費		26,829
	1 墓 園 事 業 費	26,829
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		27,829

農業集落排水事業特別会計予算

令和 5 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計予算

令和 5 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 148,485 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		5
	1 分 担 金	5
2 使 用 料 及 び 手 数 料		23,906
	1 使 用 料	23,905
	2 手 数 料	1
3 繰 入 金		81,572
	1 一 般 会 計 繰 入 金	81,572
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		301
	1 雑 入	301
6 市 債		42,700
	1 市 債	42,700
歳 入 合 計		148,485

歲 出		(單位：千円)
款	項	金 額
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費		88,418
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	88,418
2 公 債 費		59,067
	1 公 債 費	59,067
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		148,485

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農 業 集 落 排 水 事 業	千円 42,700	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

土地区画整理事業特別会計予算

令和 5 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

令和 5 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 93,243 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		700
	1 使 用 料	700
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		92,541
	1 一 般 会 計 繰 入 金	92,541
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		93,243

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		7,492
	1 第 一 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	7,492
2 公 債 費		85,751
	1 公 債 費	85,751
歳 出 合 計		93,243

介護保険特別会計予算

令和 5 年度 橋本市介護保険特別会計予算

令和 5 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,174,595 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,454,465
	1 介 護 保 険 料	1,454,465
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3,241
	1 使 用 料	3,240
	2 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,636,497
	1 国 庫 負 担 金	1,184,980
	2 国 庫 補 助 金	451,517
4 支 払 基 金 交 付 金		1,852,099
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,852,099
5 県 支 出 金		1,029,245
	1 県 負 担 金	974,006
	2 県 補 助 金	55,239
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		1,198,963
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,174,180
	2 基 金 繰 入 金	24,783
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		83
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	81
歳 入 合 計		7,174,595

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		183,485
	1 総 務 管 理 費	94,061
	2 徴 収 費	2,591
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	86,833
2 保 険 給 付 費		6,646,005
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,914,300
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	297,500
	3 そ の 他 諸 費	7,143
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	168,000
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	33,350
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	225,712
3 地 域 支 援 事 業 費		332,499
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	220
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	191,013
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	38,693
	4 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	102,573
4 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
5 諸 支 出 金		2,604
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,603
	2 繰 出 金	1
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	7,174,595

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

令和 5 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,930,818 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		783,156
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	783,156
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,146,618
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,146,618
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,041
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	770
	3 雑 入	269
歳 入 合 計		1,930,818

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		34,232
	1 総 務 管 理 費	34,057
	2 徴 収 費	175
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,894,279
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,894,279
3 諸 支 出 金		771
	1 諸 支 出 金	770
	2 繰 出 金	1
4 保 健 事 業 費		536
	1 保 健 事 業 費	536
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,930,818

工業団地造成事業特別会計予算

令和 5 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計予算

令和 5 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 937,805 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		51,775
	1 国 庫 補 助 金	51,775
2 県 支 出 金		321,195
	1 県 補 助 金	197,451
	2 県 委 託 金	123,744
3 繰 入 金		98,839
	1 基 金 繰 入 金	98,839
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		321,195
	1 雑 入	321,195
6 市 債		144,800
	1 市 債	144,800
歳 入 合 計		937,805

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費		927,026
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	927,026
2 公 債 費		10,779
	1 公 債 費	10,779
歳 出 合 計		937,805

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地 域 開 発 事 業	千円 144,800	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

水道事業会計予算

令和5年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 27,162 戸 |
| (2) 総 給 水 量 | 8,337,703 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 22,843 m ³ |
| (4) 主 な 建 設 工 事 | |
| (イ) 配 水 施 設 建 設 改 良 工 事 | 193,299 千円 |
| (ロ) 上 水 道 拡 張 工 事 | 2,327,560 千円 |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,869,693 千円
第1項 営 業 収 益	1,468,454 千円
第2項 営 業 外 収 益	401,236 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,784,382 千円
第1項 営 業 費 用	1,671,631 千円
第2項 営 業 外 費 用	106,884 千円
第3項 特 別 損 失	867 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額2,016,341千円は当年度分損益勘定留保資金479,816千円建設改良積立金1,315,618千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的收入	832,590 千円
第1項 国庫支出金	28,235 千円
第2項 負 担 金	1 千円
第3項 繰 入 金	18,880 千円
第4項 出 資 金	628 千円
第5項 補 償 金	74,243 千円
第6項 受 託 金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企 業 債	710,600 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,848,931 千円
第1項 建設改良費	259,101 千円
第2項 拡張費	2,396,925 千円
第3項 企業債償還金	190,369 千円
第4項 国庫補助金返還金	1,536 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	710,600千円	証書借入	3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金、第4項国庫補助金返還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 188,133 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、66,987千円と定める。

令和5年2月27日 提出

橋本市長 平木哲朗

下 水 道 事 業 会 計 予 算

令和5年度 橋本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	11,036 戸
(2) 年 間 排 水 量	3,687,095 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	10,101 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
(イ) 汚 水 管 渠 整 備 事 業	326,402 千円
(ロ) 雨 水 管 渠 整 備 事 業	0 千円
(ハ) 流 域 下 水 道 整 備 事 業	92,791 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,764,609 千円
第1項 営 業 収 益	671,698 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,092,908 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,710,406 千円
第1項 営 業 費 用	1,566,193 千円
第2項 営 業 外 費 用	138,811 千円
第3項 特 別 損 失	402 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額349,728千円は過年度分損益勘定留保資金108,047千円及び当年度分損益勘定留保資金241,681千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	961,744 千円
第1項 国 庫 支 出 金	145,341 千円
第2項 負 担 金	10,800 千円
第3項 他 会 計 補 助 金	16,471 千円
第4項 他 会 計 出 資 金	161,130 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第6項 企 業 債	628,000 千円
第7項 基 金	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,311,472 千円
第1項 建 設 改 良 費	449,623 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	857,933 千円
第3項 基 金 積 立 金	2,916 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	628,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件 による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 74,323 千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、511,989千円である。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,138千円である。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提 出

橋 本 市 長 平 木 哲 朗

病院事業会計予算

令和5年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(病院)

(1) 病	床	数	300	床
(2) 年	間	患 者 数		
	入	院	87,840	人
	外	来	126,360	人
(3) 1 日	平 均	患 者 数		
	入	院	240	人
	外	来	520	人
(4) 主要な建設改良事業				
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	114,700	千円	
(ロ) 建物付属設備整備事業	事業費	333,700	千円	

(訪問看護)

(1) 訪 問 看 護 事 業				
(イ) 月間利用者数	90.0	人		
(ロ) 月間利用回数	562	回		
(2) 居 宅 介 護 支 援 事 業				
(イ) 月間居宅サービス計画作成者数	41.7	人		
(3) 主要な建設改良事業				
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	1,488	千円	

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	7,681,181 千円
第1項	医 業 収 益	6,788,281 千円
第2項	医 業 外 収 益	633,818 千円
第3項	訪問看護収益	68,007 千円
第4項	特 別 利 益	191,075 千円

支 出		
第1款	病院事業費用	8,053,300 千円
第1項	医 業 費 用	7,771,476 千円
第2項	医 業 外 費 用	197,268 千円
第3項	訪問看護費用	75,643 千円
第4項	特 別 損 失	7,913 千円
第5項	予 備 費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額410,547千円は過年度分損益勘定留保資金410,547千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的收入	769,814 千円
第1項	他会計負担金	320,964 千円
第2項	企 業 債	448,400 千円
第3項	投 資	450 千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,180,361 千円
第1項	建設改良費	460,521 千円
第2項	投 資	11,587 千円
第3項	企業債償還金	708,253 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
MRI医療機器保守料	令和6年度から令和9年度まで	18,480千円
病院マットレス賃借料	令和6年度から令和9年度まで	1,555千円
院内LEDリース料	令和6年度から令和12年度まで	131,189千円
内視鏡システム賃借料	令和6年度から令和10年度まで	60,253千円
給食業務委託	令和6年度から令和10年度まで	677,319千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	448,400千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項訪問看護費用、第4項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項投資、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	4,272,909	千円
(2) 交際費	3,030	千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は149,550千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、728,476千円と定める。

令和5年2月27日 提出

橋本市長

平木 哲朗